

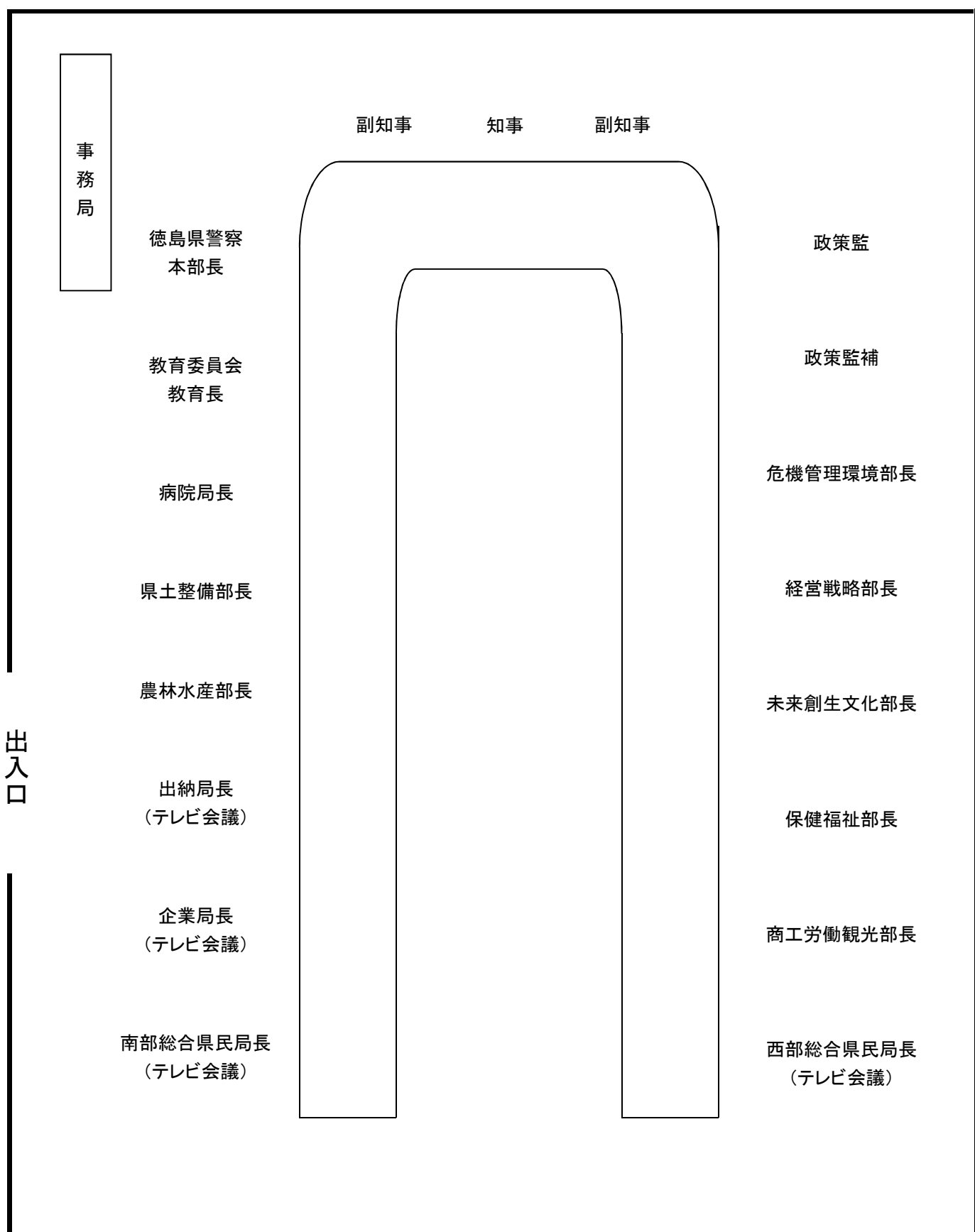
第 64 回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和 3 年 9 月 9 日（木）
午後 7 時 4 5 分から
場 所：県庁 3 階 特別会議室

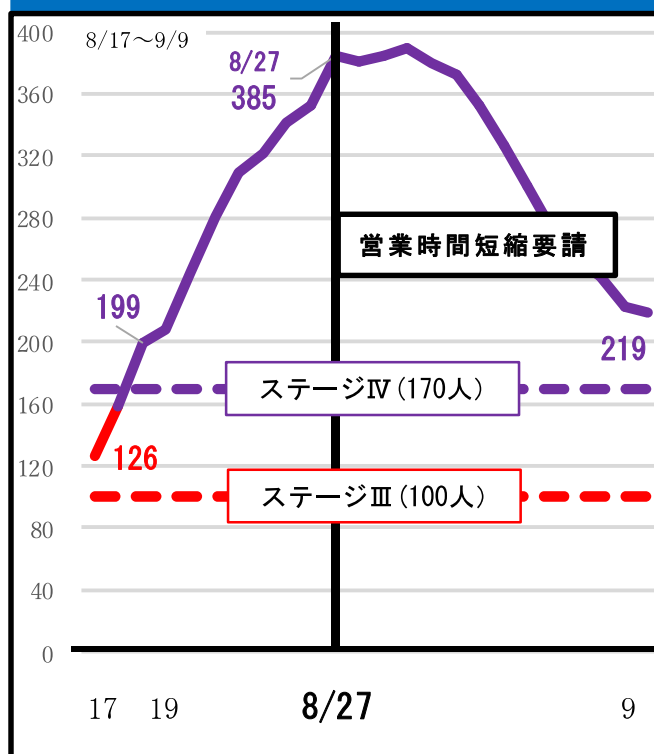
◎協議事項

- ・「緊急事態宣言」の延長等を踏まえた本県の対応について

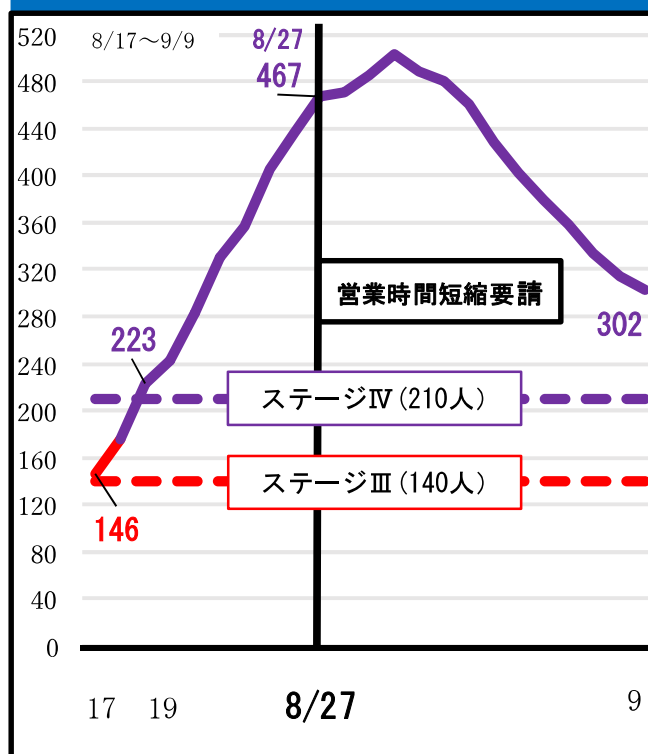
徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



○直近1週間の新規報告者数の推移

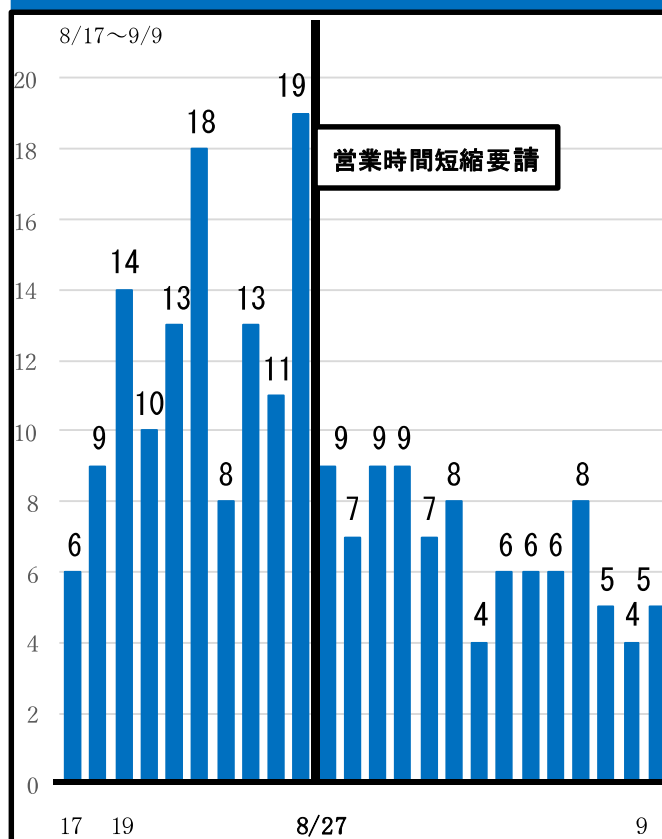


○療養者数の推移

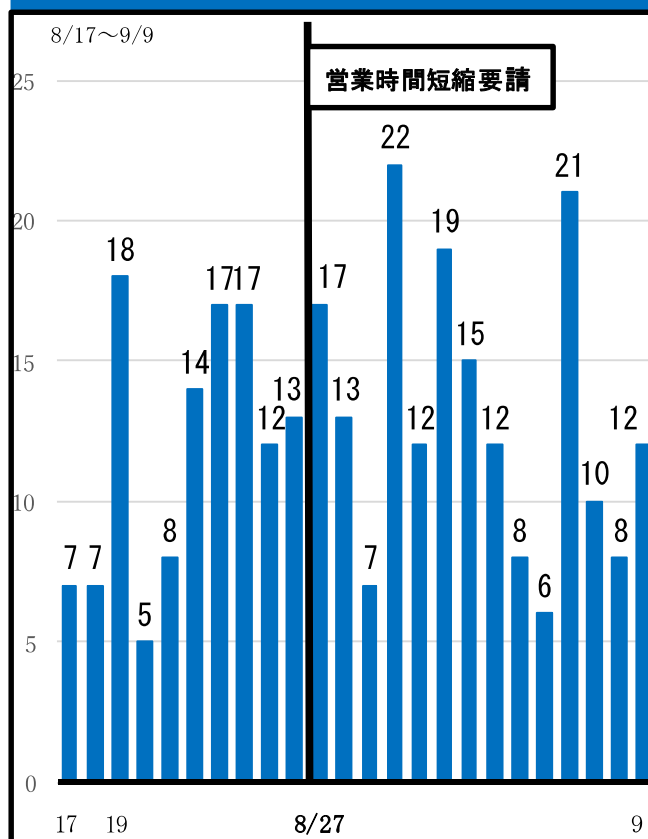


※9/8に確認された新規感染者数は、40人

○飲食店関連感染事例の推移



○家庭内関連感染事例の推移



9/9(木)時点

○ とくしまアラートに係る指標について

感染の状況		医療提供体制の負荷				監視体制		
①直近1週間 (9/2～9/8)の 新規報告者数	②感染経路 不明割合	③病床のひっ迫具合				④療養者数	(参考) 検査件数	⑤PCR陽性率
		入院医療						
		(確保病床の使用率)	(入院率)	うち重症者用 (確保病床の使用率)	(参考) 宿泊療養施設 稼働率			
219人 うち、60歳以上 (19人)	16.0% (35/219)	48.3% (113/234)	37.4% (113/302)	16.0% (4/25)	28.3% (113/400)	302人 (入院:113人 宿泊療養:189人)	3,622件 先週の 検査件数4,830件	6.0% (218/3,622)

(参考)10万人あたり

30.08人

(219人 / 72.8万人 × 10万人)

(参考)10万人あたり

41.48人

(302人 / 72.8万人 × 10万人)

(参考)

(療養者数)					
302	(入院者数) 113	(宿泊療養者数) 189			
		(入院)	(調整中)	(宿泊者数)	(入所待機者)
		113	0	113	0
					(自宅健康観察者数) 76

(参考)とくしまアラート発動基準

ステージ Ⅰ	10人 以上	50%以上	—		—	—	—	—	—
ステージ Ⅱ	30人 以上		(確保病床の使用率) 20%以上	—	(確保病床の使用率) 20%以上	—	—	—	—
ステージ Ⅲ	100人 以上			(入院率) 40%以下		—	140人 以上	—	5%以上
ステージ Ⅳ	170人 以上		(確保病床の使用率) 50%以上	(入院率) 25%以下	(確保病床の使用率) 50%以上	—	210人 以上	—	10%以上

※病床のひっ迫具合、療養者数は、9月9日(木) 午前0時 現在

※直近1週間の新規報告者数、感染経路不明割合、検査件数、陽性率、の 基準期間は、9月2日(木)

～

9月8日(水)

※陽性率は、県検査のほか、医療機関による検査結果を含み、民間検査会社による検査結果を除く。

なお、医療機関による検査数は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムより得られた情報に基づく。

※とくしまアラートの発動基準としては、①～⑤の指標を総合的に判断してステージを決定する。

※地方部においては、特に、①「直近1週間の新規報告者数」、②「感染経路不明割合」を重視する。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（案）

令和 3 年 月 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和 3 年 9 月 13 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日（沖縄県については、同年 5 月 23 日、東京都については、同年 7 月 12 日、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については、同年 8 月 2 日、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県については、同月 20 日、北海道、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県及び広島県については、同月 27 日）から 9 月 30 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示（案）

令和3年 月 日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更し、令和3年9月13日から適用することとしたので、公示する。

記

（1）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年8月2日から9月30日までとする。（2）の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・石川県については、令和3年8月2日から9月30日までとする。
- ・福島県及び熊本県については、令和3年8月8日から9月30日までとする。
- ・香川県及び鹿児島県については、令和3年8月20日から9月30日までとする。
- ・宮崎県については、令和3年8月27日から9月30日までとする。
- ・宮城県及び岡山県については、令和3年9月13日から9月30日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

（3）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

緊急事態宣言・まん延防止重点措置（区域と期間）

資料3-3

【凡例】

緊急事態宣言対象地域・・・赤

北海道 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県
東京都 神奈川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 広島県 福岡県 沖縄県
合計 19都道府県 (21都道府県 ⇒ 19都道府県)

まん延防止等重点措置区域・・・黄色

福島県 石川県 香川県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 (6県)

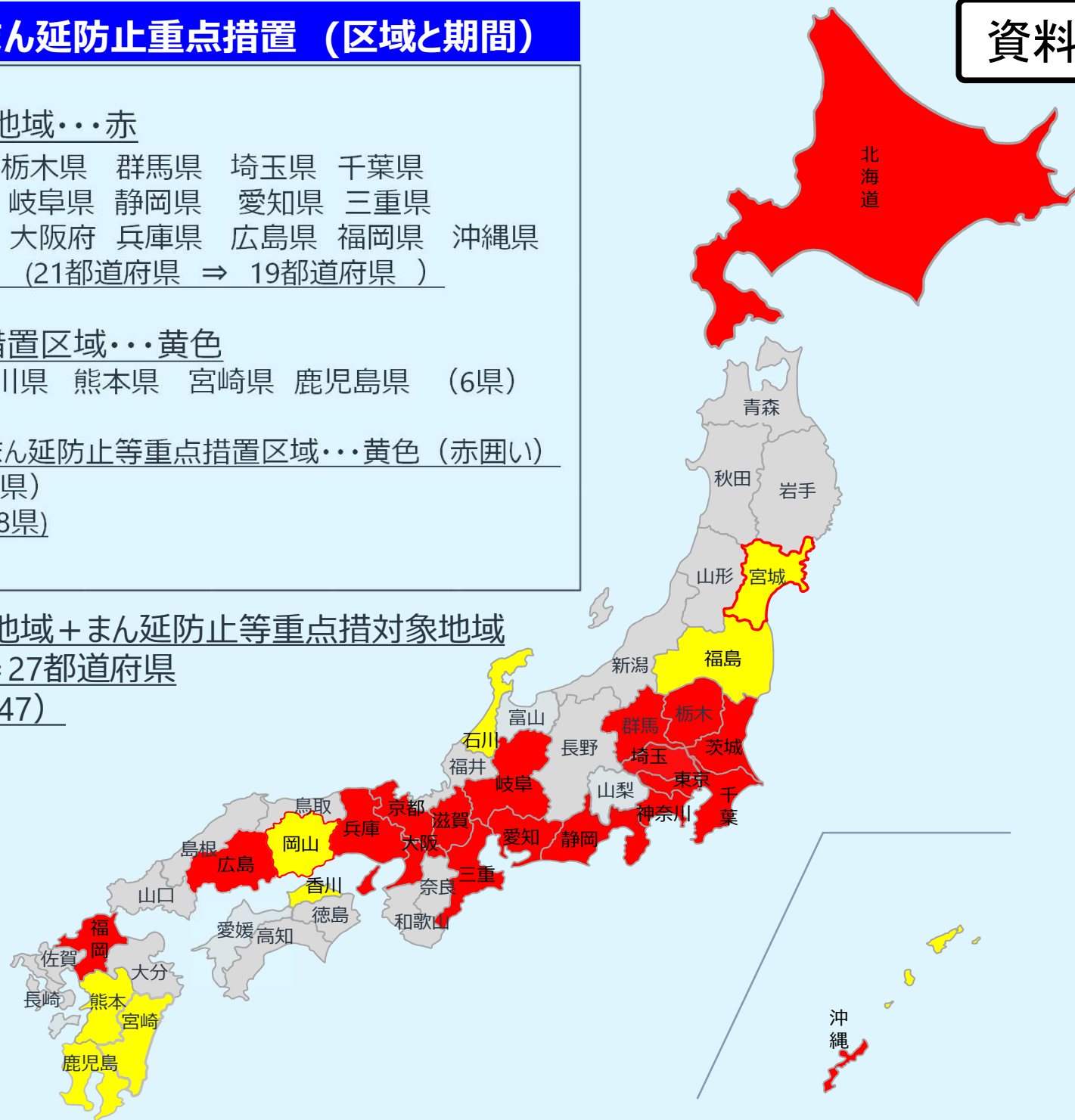
今回新たに追加されたまん延防止等重点措置区域・・・黄色（赤囲い）

宮城県 岡山県 (2県)
合計 8県(12県 ⇒ 8県)

緊急事態宣言対象地域+まん延防止等重点措置対象地域

19都道府県 + 8県 = 27都道府県

全国の約 6 割 (27/47)



「緊急事態措置」解除の考え方

(R3. 9. 8新型コロナウイルス感染症対策分科会)

1 基本的な考え方

ワクチン接種が進む中で、デルタ株が主流となったこともあり、感染者数が急増し、重症者に比べて軽症者や中等症者が増加する中で医療逼迫が生じ、自宅療養者数も増加したことにより、緊急事態措置等の解除について考える際には、新規陽性者数の動向はもとより、今まで以上に医療逼迫の状況を重視していく必要がある。

【参考：これまでの緊急事態宣言解除の考え方（政府・基本的対処方針より）】

国内での感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、緊急事態措置区域が、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域になっているか等）を踏まえて、より慎重に総合的に判断する。

2 解除の検討に当たり示された指標

【医療逼迫に関する指標】

(1) 新型コロナウイルス感染症医療の負荷

(ア) 病床使用率：50%未満，(イ) 重症病床使用率：50%未満

(ウ) 入院率：改善傾向にあること，

(エ) 重症者数：継続して減少傾向にあること

(オ) 中等症者数：継続して減少傾向にあること。

(カ) 自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値：大都市圏では60人/10万人程度に向かって確実に減少していること。その他の地域でも特に療養等調整中の数が減少傾向又は適正な規模に保たれていること。

(2) 一般医療への負荷

(ア) 救急搬送困難事案：大都市圏では減少傾向。

【新規陽性者数に関する指標】

(3) 2週間ほど継続して安定的に下降傾向にあることが前提

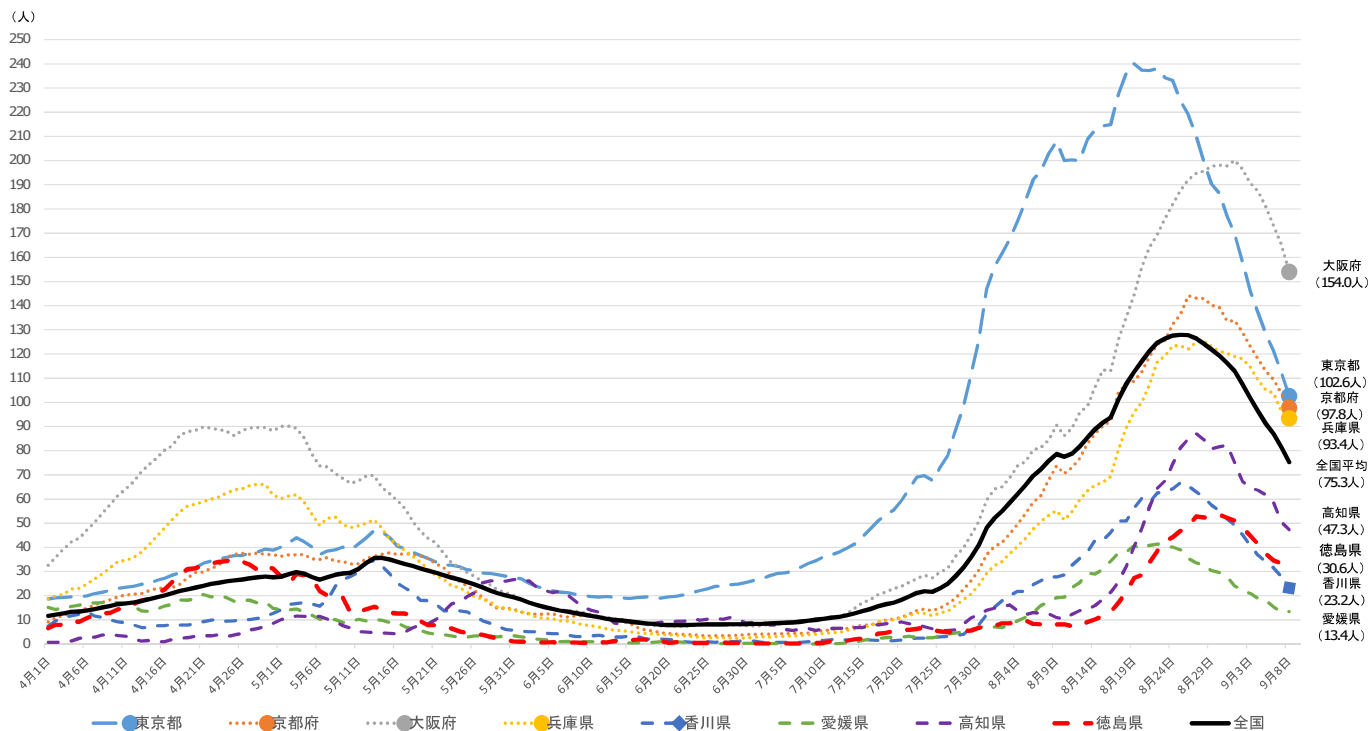
3 補足

○今後、変異株の状況やワクチンの有効性などの知見も踏まえつつ、ステージについての新たな考え方が示される予定とのこと。

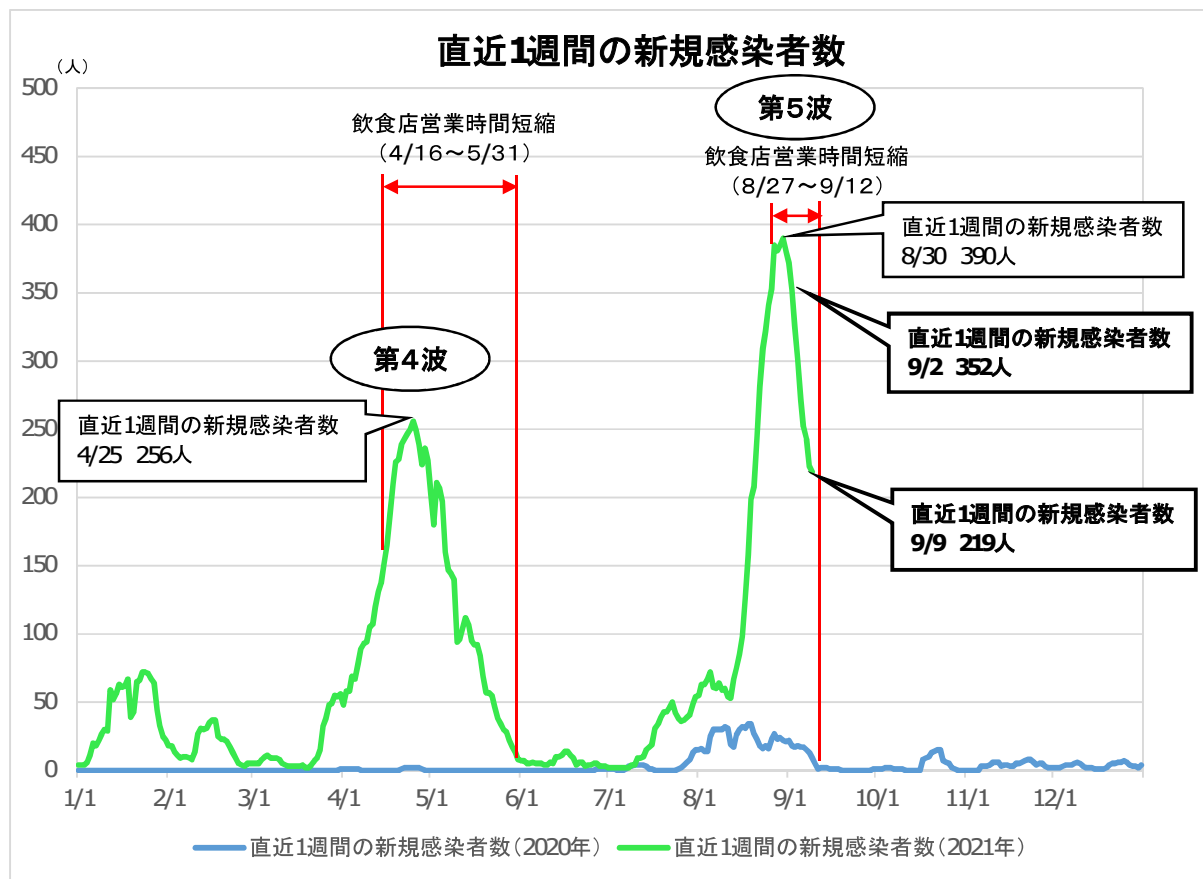
● 緊急事態宣言 ◆ まん延防止等重点措置

主な全国の感染状況 (直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数 9/8現在)

資料 4



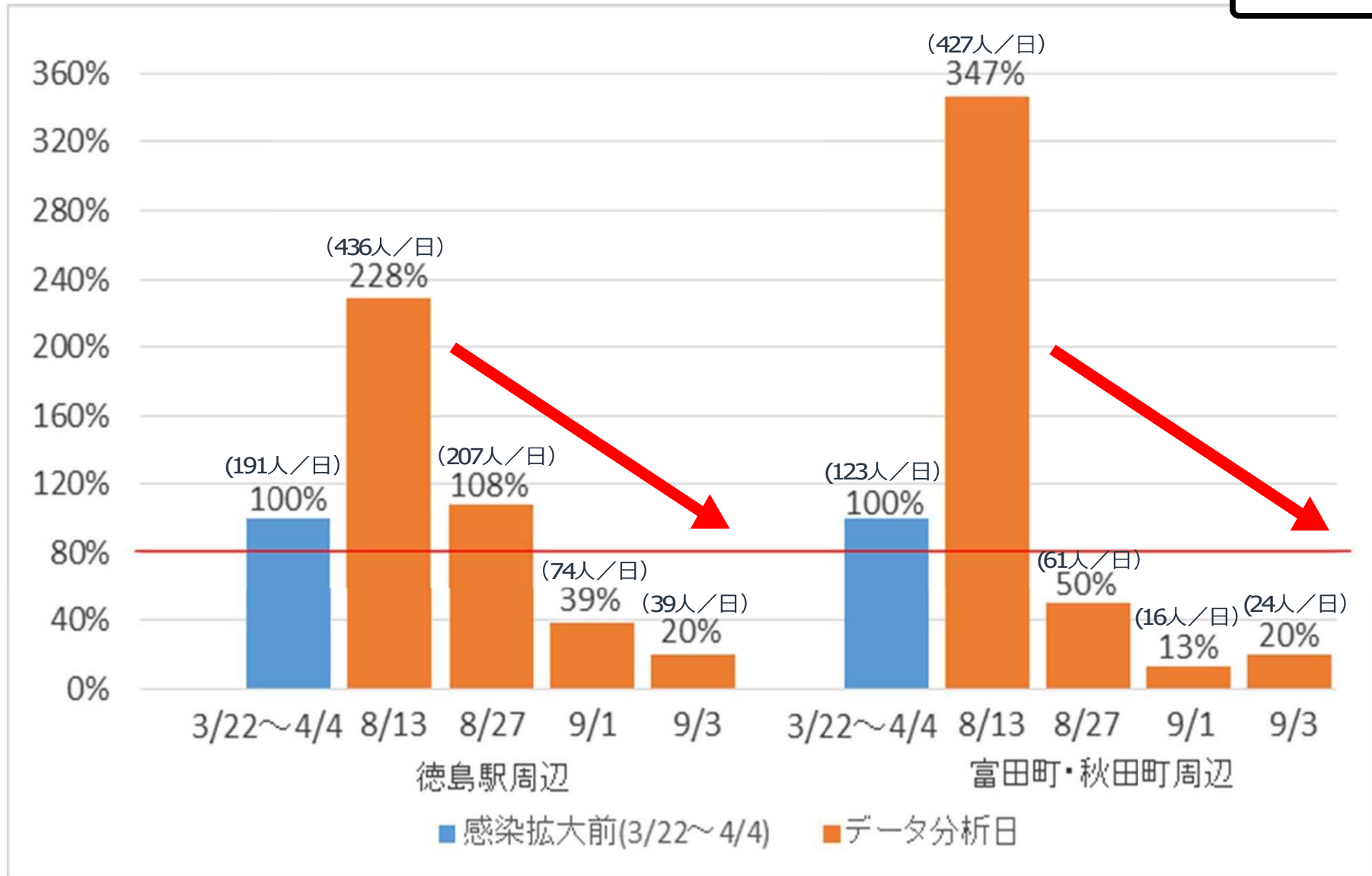
出典: NHKまとめ(新型コロナウイルス特設サイトデータから)



徳島県内「繁華街」への来県者の分析（人流）について

京阪神3府県からの人流（8/13（金）、8/27（金）、9/1（水）、9/3（金））

資料 5



※3府県（京都府、大阪府、兵庫県）からの来県者で、18時から29時までの滞在時間が1時間以上の人数を推計

データ提供：KDDI Location Analyzer

第5波・最大警戒期間の延長

9月12日(日)まで → 9月30日(木)まで 期間延長 18日間

飲食店における営業時間短縮のお願い

期間 ~~9月12日(日)まで~~ 期間延長 9月30日(木)まで

内容 午前5時から午後8時まで 酒類提供は午後7時まで

※営業時間短縮要請は「とくしまアラート・感染拡大注意『漸増』」(ステージII)となった時点で解除します。

1 都道府県をまたぐ移動は一層慎重に！

特に以下の区域への「移動は原則中止・延期」を

緊急事態宣言対象区域

北海道 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県
千葉県 東京都 神奈川県 岐阜県 静岡県
愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府
9月30日まで 兵庫県 広島県 福岡県 沖縄県

まん延防止等重点措置区域

各知事が指定する区域 ※区域については各県のホームページ等で最新の情報をご確認ください

福島県 石川県 香川県
9月30日まで 熊本県 宮崎県 鹿児島県
9月13日から
9月30日まで 宮城県 岡山県

上記以外との往来についても、ご家族やご友人とも相談して慎重にご判断ください。
やむを得ない帰省の際は、県が実施する事前PCR検査をご利用ください。

2 感染力の強いデルタ株に対し、「感染防止対策の徹底」を！

県民の皆様へ

- ▶ 若い方の感染が急増中！
積極的なワクチン接種の検討を！
- ▶ 3密(密閉・密集・密接)の場面はもとより
「2密・1密」についても回避
- ▶ 基本的対策(マスク着用、咳エチケット、うがい)
性能の高い不織布マスクの着用を！
- ▶ 飲食店・宿泊施設は、
「コロナ対策三ツ星店」を利用

事業者の皆様へ

- ▶ 人流抑制のためテレワークを一層推進し、
出勤や出張は必要最小限に
- ▶ 飲食店でのカラオケ設備の利用自粛を
- ▶ 従業員の体調管理を徹底し、
定期的な検査実施に協力を

積極的な
取得を！

3 「第5波・最大警戒期間」においては、以下の取組を実施します

- 人流調査の強化 繁華街や主要観光地の人流調査のきめ細やかなモニタリングにより
県外からの人の流れを「見える化」※「県全域」への来県者(全国)の増減の「見える化」
- 帰省される方への事前PCR検査 やむを得ず帰省される方を対象に、
事前にPCR検査を無料で実施
- PCRモニタリング定期検査 「ガイドライン実践店ステッカー」、
「とくしまコロナお知らせシステム」に登録済みの
飲食店、宿泊施設を対象に定期的なPCR検査を無料で実施
- 施設におけるクラスター対策 同じ施設で複数の感染者が発生した場合にPCR検査を実施
県外遠征や進路に係る大学訪問で県外へ往来した生徒への検査
- 県立施設の20時以降原則閉館 屋外施設を含む県内全域の県立施設を対象
「とくしまアラート・感染拡大注意『漸増』」(ステージII)となった時点で解除